

# 後 援 会 会 則

## (名称)

第1条 本会は愛知産業大学三河高等学校後援会と称し本会の事務所を同校に置く。

## (目的)

第2条 本会の目的は愛知産業大学三河高等学校発展のための後援あるいは支援を主たる目的とし、あわせて会員相互の向上・親睦を図るものとする。

## (組織)

第3条 本会は本校全日制旧保護者会員(後援会会員としての資格はお子様卒業後5年以内の会費納入期間)、保護者会正副会長及び本校職員で組織する。

## (事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学習や部活動等の教育成果をあげるための諸経費の援助を行う事業
2. 教育の充実・教育環境整備のための援助事業
3. 優秀な生徒育成のための育英および顕彰事業
4. 会員相互の向上および親睦のための事業 ~~(年一回会報発行他)~~
5. その他本会の目的達成のための事業

## (役員)

第5条 本会は次の役員をおく。

1. 名誉会長 1名 (学校長)
2. 会 長 1名
3. 副 会 長 若干名(教頭、保護者会長を含む)
4. 書 記 若干名(教務科長、指導科長を含む)
5. 会 計 若干名(学校事務長又はその代理者を含む)
6. 監 査 若干名
7. 計画委員 若干名
8. 協議委員 総務科長・進学指導科長・保護者会副会長

## (会議)

第6条 本会の事業遂行のため会長が次の会を開催する。

1. 総会は年1回  
但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
2. 役員会は随時開催する。

(役員を選出)

第7条 会長は役員会で選出決定する。その際、学校の意向を勘案し推薦できるものとし、総会にて報告、了承を得る。

副会長・書記・会計・監査・計画委員は会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 1. 会長の任期は2年とする。但し、再任は妨げないが、1期2年以上の任期を有する会員とする。会長は任期が満了したあとも後任者決定までは引き続き職務を行う。その職務は残余の期間とする。

2. その他の役員の任期は、会員資格のある期間とする。(但し、本校職員は除く)

(職務)

第9条 会長は会務を統括し会を代表する。

副会長は会長を補佐し会長不在の際は会長の事務を代行する。

計画委員は地域性に鑑み副会長を補佐する。又、会の発展のための事業を計画立案し会長に意見を具申する。

他の役員は会務を行う。

(経費)

第10条 本会の経費は会費・寄付金・雑収入をもってこれをあてる。

会費は 1. 5年会費10,000円とする。

2. 臨時会費は必要に応じ役員会に諮って決める。

(会員の慶弔)

第11条 会員の慶弔については会長又は名誉会長に一任する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

(会則の変更)

第13条 本会会則の変更は役員会で発案し、総会にて報告、了承を得る。

附 則 1. 平成8年4月1日より前規約が全面改訂

2. 本会会則は平成16年4月1日より施行

3. 本会会則は平成28年4月1日より施行